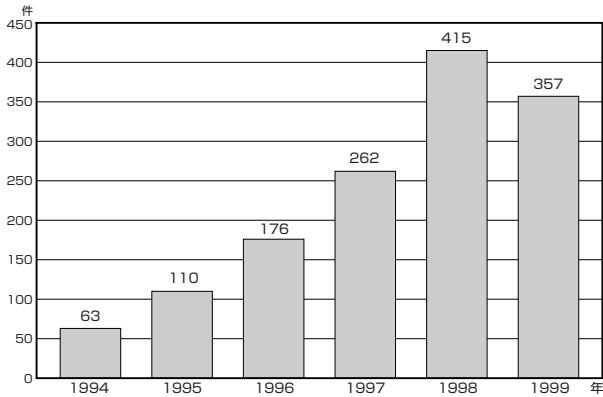


資料3-3-5 ハイテク犯罪の検挙件数



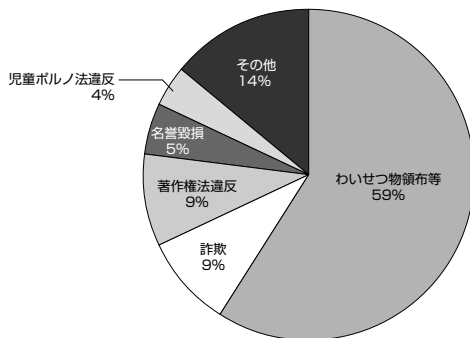
出所 警察庁「ハイテク犯罪の検挙状況」資料を元に作成

資料3-3-6 ハイテク犯罪の検挙件数の内訳

		1999年	1998年
コンピュータ、 電磁的記録対象 犯罪	電子計算機使用詐欺	98	287
	電子計算機損壊等業務妨害	7	8
	電磁的記録不正作出・毀棄	5	4
ネットワーク 利用犯罪	わいせつ物頒布等	147	80
	詐欺	23	11
	著作権法違反	21	17
	名誉毀損	12	2
	児童ポルノ法違反	9	—
その他		35	6
計		357	415

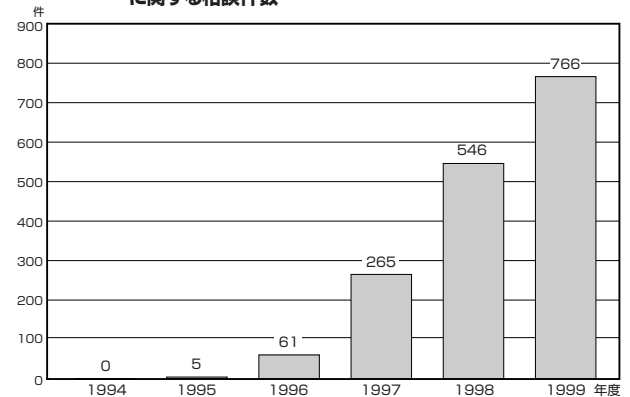
出所 警察庁「ハイテク犯罪の検挙状況」資料を元に作成

資料3-3-7 ネットワーク利用犯罪の内訳



出所 警察庁「ハイテク犯罪の検挙状況」資料を元に作成

資料3-3-8 国民生活センターに寄せられたインターネットショッピングに関する相談件数



注) 1999年度の数値は4月上旬現在

出所 国民生活センターの資料を元に作成

解説

警察庁はハイテク犯罪という捉え方でその検挙状況をまとめているが、このハイテク犯罪というのは、「コンピュータ技術及び電気通信技術を悪用した犯罪」とであるとされているので、インターネット犯罪よりも広義である。その検挙件数（資料3-3-5）は、1998年と1999年とを比較すると、1998年が415件であったのに対して、1999年は357件であるので、58件減少したことになる。しかし、1997年が262件であったことを考えると、インターネット犯罪は、増減を繰り返しながら、今後も増えていくであろう。また、その内訳の一部について、1998年と1999年とを比較してみると、いくつかの特徴が見られる（資料3-3-6）。

第1に、電子計算機使用詐欺は、1998年が287件であったのに対して、1999年は198件で約3分の1であった。

第2に、わいせつ物頒布等は、1998年が80件であったのに対し

て、1999年は147件に増加した。

第3に、名誉毀損は、98年が2件であったのに対して、1999年は12件で6倍になった。また、児童ポルノなどを処罰する法律が1999年11月1日に施行されたが、その犯罪が9件であったことが注目される。

これらのほか、国民生活センターに寄せられているインターネットショッピングに関する相談件数（資料3-3-8）が増加の一途をたどっているのを見ると、民事的側面でも法的対応をすることが必要であるといえる。

（堀部政男 中央大学法学部教授）



[インターネット白書 ARCHIVES] ご利用上の注意

このファイルは、株式会社インプレスR&Dが1996年～2012年までに発行したインターネットの年鑑『インターネット白書』の誌面をPDF化し、「インターネット白書 ARCHIVES」として以下のウェブサイトで公開しているものです。

<http://IWParchives.jp/>

このファイルをご利用いただくにあたり、下記の注意事項を必ずお読みください。

- 記載されている内容(技術解説、データ、URL、名称など)は発行当時のものです。
- 収録されている内容は著作権法上の保護を受けています。著作権はそれぞれの記事の著作者(執筆者、写真・図の作成者、編集部など)が保持しています。
- 著作者から許諾が得られなかった著作物は掲載されていない場合があります。
- このファイルの内容を改変したり、商用目的として再利用したりすることはできません。あくまで個人や企業の非商用利用での閲覧、複製、送信に限られます。
- 収録されている内容を何らかの媒体に引用としてご利用される際は、出典として媒体名および年号、該当ページ番号、発行元(株式会社インプレスR&D)などの情報をご明記ください。
- オリジナルの発行時点では、株式会社インプレスR&D(初期は株式会社インプレス)と著作権者は内容が正確なものであるように最大限に努めました。すべての情報が完全に正確であることは保証できません。このファイルの内容に起因する直接および間接的な損害に対して、一切の責任を負いません。お客様個人の責任においてご利用ください。

お問い合わせ先

株式会社インプレス R&D

✉ iwp-info@impress.co.jp